

(平成20年12月26日規則第56号)

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(債務の免除の基準)

第2条 条例第3条第2項第3号に規定する別に定める基準は、借受者が次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していること。
- (2) 当該年度に納付すべき市町村民税を課されていないこと。
- (3) 当該年度に納付すべき市町村民税のうち均等割課税額のみを課されていること。
- (4) 条例第3条第2項第3号の規定による地域改善対策奨学金等の返還の債務（以下「債務」という。）の免除に係る同条第3項の規定による申請の日の属する年の前年（1月から3月までの間に当該申請があった場合にあっては、前々年）における借受者の収入の総額が、生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額に1.5を乗じて得た額以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、借受者が地域改善対策奨学金等の貸与を受けた際における父又は母（以下「貸与時の父母」という。）と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしているときは、条例第3条第2項第3号に規定する別に定める基準は、借受者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯であること。
- (2) 当該年度に納付すべき市町村民税を課されている者の属していない世帯であること。
- (3) 当該年度に納付すべき市町村民税のうち所得割課税額を課されている者の属していない世帯であること。
- (4) 条例第3条第2項第3号の規定による債務の免除に係る同条第3項の規定による申請

の日の属する年の前年（1月から3月までの間に当該申請があった場合にあっては、前々年）における世帯の収入の総額が、生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額に1.5を乗じて得た額以下であること。

3 借受者が次の各号のいずれにも該当する場合において、貸与時の父母が第1項各号のいずれにも該当しないときは、当該借受者に対しては、同項の規定は、適用しない。

(1) 貸与時の父母と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている場合でないこと。

(2) 主として本人以外の者の収入により生計を維持していること。

(債務の免除の申請)

第3条 条例第3条第3項の規定による申請は、地域改善対策奨学金等返還債務免除申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、債務の免除を受けようとする理由を証する書面を添付しなければならない。

(委員会の委員長)

第4条 京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明

その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は，文化市民局において行う。

(委員会の補則)

第7条 この規則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

(住所等の変更の届出)

第8条 借受者は，債務が存する間に住所又は氏名を変更したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は，所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(条例附則第2項に規定する別に定める日)

2 条例附則第2項に規定する別に定める日は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる日とする。

(1) 平成16年4月1日以後に貸与を受けた地域改善対策奨学金等に係る債務のうち，条例の施行の日において借受者が返還の請求を受けている債務 あらかじめ定められた期限の日

(2) 前号に掲げる債務以外の債務のうち，月賦又は半年賦の均等払いにより返還すべき債務 別に定めて借受者に通知する日

(3) 前2号に掲げる債務以外の債務 平成22年3月31日

(平成19年度債務又は平成20年度債務の返還の猶予の申請)

- 3 条例附則第3項の規定により平成19年度債務（条例附則第2項に規定する平成19年度債務をいう。以下同じ。）又は平成20年度債務（同項に規定する平成20年度債務をいう。以下同じ。）の返還の猶予を受けようとする借受者は、平成19年度債務・平成20年度債務返還猶予申請書（第2号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、前項各号に掲げる日までに市長に提出しなければならない。

（平成19年度債務及び平成20年度債務の免除の基準）

- 4 条例附則第4項に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 免除を受けようとする平成19年度債務又は平成20年度債務が附則第2項第1号に掲げる債務でないこと。
- (2) 学校（短期大学及び大学を除く。）に在学する者に貸与した地域改善対策奨学金等に係る債務の免除にあつては、借受者が属する世帯のうち所得の額が最も高い者の所得について別に定めるところにより算定した額（以下「認定額」という。）が、附則別表第1の左欄に掲げる世帯員の数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準額以下であること。
- (3) 短期大学又は大学に在学する者に貸与した地域改善対策奨学金等に係る債務の免除にあつては、認定額が、附則別表第2の左欄に掲げる世帯員の数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準額以下であること。

（平成19年度債務及び平成20年度債務の免除の申請）

- 5 条例附則第4項の規定により平成19年度債務又は平成20年度債務の免除を受けようとする者は、平成19年度債務・平成20年度債務免除申請書（第3号様式）に債務の免除を受けようとする理由を証する書面を添えて、附則第2項各号に掲げる日までに市長に提出しなければならない。

附則別表第 1

世帯員の数	基 準 額
1 人	1, 4 3 0, 0 0 0 円
2 人	2, 2 9 0, 0 0 0
3 人	2, 6 4 0, 0 0 0
4 人	2, 8 6 0, 0 0 0
5 人	3, 0 7 0, 0 0 0
6 人	3, 2 5 0, 0 0 0
7 人	3, 4 1 0, 0 0 0
8 人以上	3, 4 1 0, 0 0 0 円に世帯員のうち 7 人を除いた世帯員 1 人につき 1 6 0, 0 0 0 円を加算した額

備考 「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

附則別表第 2

世帯員の数	基 準 額
1 人	1, 7 8 0, 0 0 0 円
2 人	2, 8 2 0, 0 0 0
3 人	3, 2 8 0, 0 0 0
4 人	3, 5 5 0, 0 0 0
5 人	3, 8 2 0, 0 0 0
6 人	4, 0 2 0, 0 0 0
7 人	4, 2 2 0, 0 0 0
8 人以上	4, 2 2 0, 0 0 0 円に世帯員のうち 7 人を除いた世帯員 1 人につき 2 0 0, 0 0 0 円を加算した額

備考 附則別表第 1 の備考と同じとする。

第 1 号様式（第 3 条関係）

地域改善対策奨学金等返還債務免除申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第 3 条第 3 項の規定により同条例第 2 条第 2 号 ☐ ア又はイ ☐ ウ に規定する地域改善対策奨学金等の返還の債務の免除を申請します。		
貸与の決定の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
貸 与 を 受 け た 金 額	奨 学 金	円
	購 入 資 金	円
	合 計	円
返 還 済 額	円	
返 還 未 済 額	円	
免除を受けようとする金額	奨 学 金	円
	購 入 資 金	円
	合 計	円
申 請 の 理 由		

注 該当する□には， v 印を記入してください。

第 2 号様式（附則第 3 項関係）

平成 1 9 年度債務
平成 2 0 年度債務 返還猶予申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則附則第 3 項の規定により京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第 2 条第 2 号 ☐ ア又はイ ☐ 平成 1 9 年度債務 ☐ 平成 2 0 年度債務 に規定する地域改善対策奨学金等のうち の返還の猶予を申請します。 ☐ ウ		
貸与の決定の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
猶予を受けようとする金額	奨 学 金	円
	購 入 資 金	円
	合 計	円
債 務 の 返 還 の 方 法	☐ 月 賦 ☐ 半年賦 ☐ 年 賦	
	1 回当たりの返還額	円
	返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第 3 号様式（附則第 5 項関係）

平成 1 9 年度債務
平成 2 0 年度債務 免除申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則附則第 5 項の規定により京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第 2 条第 2 号 ☐ ア又はイ ☐ 平成 1 9 年度債務 ☐ 平成 2 0 年度債務 の免 除を申請します。		
貸与の決定の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
免除を受けようとする金額	奨 学 金	円
	購 入 資 金	円
	合 計	円

注 該当する□には、 √ 印を記入してください。